管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補足資料	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040010	車両の臨時運行許可番号標交付の際に保証金を納付させるようにすること。	地方自治法第235条の4第2項	地方自治法第235条の4 2 普通の財産として保存するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。	臨時運行許可番号標の貸与の際、保証金を徴収し、返納期限内に番号標が返納された時には保証金を返還、返納期限を超過した場合には保証金を市町村で収納することを可能とする。	【提案に至った背景】 臨時運行許可番号標の貸与は、手続きが煩雑で保証金を徴収し、返納期限内に番号標が返納された時には保証金を返還、返納期限を超過した場合には保証金を市町村で収納することを可能とする。 保証金の金額については、管理業務にかかる電話代や郵便代、番号標の作成費用から算出したものとする。 【提案内容】 臨時運行許可番号標の貸与の際、手数料と併せて保証金を徴収し、返納期限内に番号標が返納された時に保証金を返還、返納期限を超過した場合には保証金を市町村で収納することを可能とする。 保証金の金額については、管理業務にかかる電話代や郵便代、番号標の作成費用から算出したものとする。 【提案実施により見込まれる効果】 ・番号標紛失の未然防止 ・有効期限満了後の不正使用の防止 ・管理業務に費やす職員の負担軽減 【今迄された事業等への対応】 特に対応策は取っていないのが現状。返納を遅延してもよいと考える人が発生することが想定されるが、不正使用防止等保証金制度を導入することは各府県間内の番号標の返納を促進する大きな効果があると考えられる。 【その他】 本提案に対しては道路運送車両法第108条に罰則の規定があることは承知しているが、罰則の適用はあくまでも車両納付義務を果たさない者への対応であるため、本提案は未然防止の効果が必要である。また、実際に罰則の適用を受けたのち提言を行うために相当な法的手続きをとる必要があるため、多くの車両納付義務を果たしている段階では、現実的に困難である。	E	—	当該保証金の可否については、道路運送車両法の取扱いによるものであり、地方自治法第235条の4第2項により規制されているものではない。	E	—				E	—					1003010	個人	静岡県	総務省 国土交通省
040020	公職選挙法における"地方公共団体の長の任期の起算の特例（法259条の2）"の適用拡外	公職選挙法第259条、第259条の2	地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合は、当該選挙がなかったものと扱うことで公職選挙法第259条の2の規定が適用され、その任期は従前の任期の残任期間となる。なお、新たに立候補した者が当選人となった場合は、その者の任期は、通常の任期（4年）となる。	地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合は、当該選挙がなかったものと扱うこと。 なお、本特例の適用に当たっては、予め、議会議員選挙と同日で次回首長選挙を行うこと、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、受理された者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じるものとする。	【実施内容】 公職選挙法（以下、「法」という。）第259条の2の規定によれば、退職を申し出た者が、当該申立てによって執行される市長選挙に当選したとき、その者の任期は、退職前の任期を引き継ぐこととされている。 本提案は、地方公共団体の長が、当該地方公共団体の議会議員選挙と同日に長の選挙を行うことを目的として退職の申立てを行い、同選挙に立候補し、当選した場合、法259条の2の規定を適用させ、任期を通常と同様に4年間とすることが起算することを求めるものである。 なお、長の選挙等を有利に導くことを目的として、当該特例措置を利用することを防止するため、当該地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該選挙の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合に限られるものであり、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われる場合等については、適用されないものである。 なお、退職の申立てが、投票率の向上や選挙期日経費の削減といった公益を図ることを目的として行われるものであり、本特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じるものとする。 選挙管理委員会による判断基準として、「法第259条の2の規定に基づき、当該地方公共団体選挙管理委員会に申請し、選挙管理委員会の許可を得た者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じるものとする。 【提案理由】 本提案は、選挙に対する市民の意識・関心を高めることもに、選挙の効率的な執行を図ることを目的としたものである。 具体的な効果としては、以下の2点が挙げられる。 ①投票率の向上 ②選挙に係る経費の大幅な削減	右提案者からの要望を踏まえ、再度検討、回答願いたい。	C	I	本件は、長と議会の同日選挙の実現に向け、「選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐことを目的」とした、「予め、議会議員選挙と同日に次回首長選挙を行うこと、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙管理委員会に申請し、選挙管理委員会の許可を得た者のみに特例措置を認めるなどの乱用防止措置を講じる」旨の提案を行ったものです。 選挙の一定期間前に、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請することを防止するための措置であるとのことより、自己の選挙等を有利に導く意図であるとの指摘もあるものであるが、自己の選挙等を有利に導く意図があるとの指摘に対しては、「選挙に都合の良いときに退職することを防止できるとは限らず、結果的に同条の趣旨を没却するおそれがあるとする。また、本提案は、立候補や任期の取扱いという国民の参政権に関わるものであるため、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平の確保の観点から問題があるとの指摘に対しては、「公平の確保の要請から問題があるとの指摘があるとの指摘に対しては、「選挙の適正な管理執行に支障が生じるおそれがあるとご等々の、慎重な検討を要するものである。	右提案者からの要望を踏まえ、再度検討、回答願いたい。	C	I	「国民の参政権に関わるものとのご回答ですが、この特例を実施するには、同日選で実施すると選挙公報に記載し、当選を果たした長に関われますので、有権者の理解が得られています。同日選の実施に伴い、任期が短くなることにも不利益・不公平があるとしても、それを受けるのは当該地方公共団体の住民です。同日選を実施する場合の任期の特例が設けられているものである。 当該特例の適用は、地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合に限られるものであり、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われる場合等については、適用されないものである。 なお、退職の申立て、仮に、選挙の一定期間前に、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請することを防止するための措置であるとのご指摘もあるが、自己の選挙等を有利に導く意図があるとの指摘に対しては、「選挙に都合の良いときに退職することを防止できるとは限らず、結果的に同条の趣旨を没却するおそれがあるとご意見。 長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期間近まで職務を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しようとすることを防ぐため、公職選挙法第259条の2において、退職者が当選した場合の任期の特例が設けられているものである。 当該特例の適用は、地方公共団体の長が任期満了をまたずに退職を申し出た場合において、当該退職の申立てがあったことにより告示された選挙において再び当選人となった場合に限られるものであり、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われる場合等については、適用されないものである。 なお、退職の申立て、仮に、選挙の一定期間前に、当該選挙を管理する選挙管理委員会に申請することを防止するための措置であるとのご指摘もあるが、自己の選挙等を有利に導く意図があるとの指摘に対しては、「選挙に都合の良いときに退職することを防止できるとは限らず、結果的に同条の趣旨を没却するおそれがあるとご意見。 また、本提案は、立候補や任期の取扱いという国民の参政権に関わるものであるため、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平の確保の観点から問題があるとのご指摘に対しては、「公平の確保の要請から問題があるとの指摘があるとの具体的に想定される事例をご教示ください。	右提案者からの要望を踏まえ、再度検討、回答願いたい。	C	I	1016010	豊倉市 所沢市	神奈川県 埼玉県	総務省
040030	期日前投票所の開閉時刻緩和特区	公職選挙法第40条第1項、第48条の2第3項	期日前投票所の開閉時刻については、公職選挙法第40条を準用する同法第48条の2第3項において、投票所は午前8時30分に開始、午後8時に閉じることとされている。ただし、期日前の選挙管理委員会は二以上の期日前投票所を設ける場合において、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を前に繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を後に繰り上げることができるとされている。	期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、投票時間を延長することにより、有権者の利便性に係る公平の確保の要請から問題があるとの指摘があるが、仕事がたくて期日前投票に行けない有権者も多いことが予想され、其選挙も大阪のペッドタウンとして都市圏への通勤者が多いことから、出勤時や夜帰宅をするターケットとして、駅周辺に期日前投票所を設置し、通勤時間帯（早朝・深夜）にあわせて、午前8時30分より前、午後8時より遅い時に投票できるようにすることで、有権者のニーズに応え、投票率の維持・向上につながると考えている。	右提案者からの要望を踏まえ、再度検討、回答願いたい。	C	I	期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、投票時間を延長することにより、有権者の利便性に係る公平の確保の要請から問題があるとの指摘があるが、仕事がたくて期日前投票に行けない有権者も多いことが予想され、其選挙も大阪のペッドタウンとして都市圏への通勤者が多いことから、出勤時や夜帰宅をするターケットとして、駅周辺に期日前投票所を設置し、通勤時間帯（早朝・深夜）にあわせて、午前8時30分より前、午後8時より遅い時に投票できるようにすることで、有権者のニーズに応え、投票率の維持・向上につながると考えている。	右提案者からの要望を踏まえ、再度検討、回答願いたい。	C	I	国民の参政権に直接関わる期日前投票制度について、期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、投票時間を延長することにより時間短縮が図られているものの、時間延長を求める制度とすることは、公平の確保の要請から問題があり、対応することはできない。なお、期日前投票は複数の日に渡って行われるものであり、その開時間の延長は、事務従事者の負担や期日前投票所の外作業時等の遅からず、選挙の適正な管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討を要するものである。	期日前投票所の開閉時刻に関する期日前投票制度について、期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、投票時間を延長することにより時間短縮が図られているものの、時間延長を求める制度とすることは、公平の確保の要請から問題があり、対応することはできない。なお、期日前投票は複数の日に渡って行われるものであり、その開時間の延長は、事務従事者の負担や期日前投票所の外作業時等の遅からず、選挙の適正な管理執行に支障が生じるおそれがあることを考えると、慎重な検討を要するものである。	有	C	I	国民の参政権に直接関わる期日前投票制度について、期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、投票時間を延長することで、特定の地域にのみ適用される制度とすることは、公平の確保の要請から問題があり、対応することはできない。なお、期日前投票は複数の日に渡って行われるものであり、その開時間の延長は、事務従事者の負担や期日前投票所の外作業時等の遅からず、選挙の適正な管理執行に支障が生じるおそれがあることを考えると、慎重な検討を要するものである。	1023010	箕面市	大阪府	総務省
040040	住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関して、「民間事業者にコミュニケーションサーバ端末の操作を一部認める」規制緩和措置 （民間事業者に委託することができる業務の拡大）	通知 「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」 （平成20年3月31日付け総行市第75号総務省自治行政局市町村課長、総行住第38号自治行政局住民制度課長、総税企第34号自治税務局企画課長、総税企第34号自治税務局企画課長から都道府県市町村担当部長あて通知）	住民基本台帳関係事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関しては、コミュニケーションサーバ端末の操作は認められない。	住民基本台帳関係事務に係る「コミュニケーションサーバ端末の操作」は、現在民間事業者に認められていないとされたが、民間事業者が行うことができる業務の範囲内において、事務処理上必要となる一部の操作を、最終な操作制限等や秘義務を定めて行うことができるよう規制緩和の措置を求めるものである。	【実施内容】 この提案で民間事業者に対して、コミュニケーションサーバー（CS）端末の操作を認める範囲（規制緩和する範囲）は、CSの「業務メニュー中」①「本人確認情報検索」②「転入届の時刻に係る「転入（住基カード）」、③広域住民票の写しに係る「広域交付依頼入力」・広域交付依頼結果入力」等、窓口業務で事務処理上最低限必要となる操作である。 また、CS端末の操作は、個人情報保護や情報漏洩が懸念されるものであるから、「操作者ID・パスワード番号」によって使用制限をかけ、民間事業者の操作者も責任者等に限定する等、最終な運用と守秘義務を課した上で民間事業者が取り扱えるようにするものとする。 【提案理由】 住民基本台帳関係事務に関しては、民間事業者が行える「業務の範囲」が総務省（通知）に定められているが、この事務を執行するにあたり必要不可欠な操作である「CS端末の操作」が民間事業者には制限されている。 他方、CS端末の操作が必要な申請等を受け付ける場合は、CS操作部分を民間事業者が行う場合、一来の事務を民間事業者と市の職員が協力して行う形態になり、これが効率的業務遂行に支障をきたす「協調調整」に関する問題として指摘されている。 このような制限や二度手間により事務フローが複雑化し、結果時間が長くなる等の弊害が生じており、民間委託の利点が十分に引き出せていない。 今回の提案は、「民間事業者によるCS端末の操作」について、その操作者を限定し、かつ、使用範囲を限定して限定した「守秘義務」・「制裁」を定めて、一部の民間活用による公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を目指すものである。 詳細は別添参考資料のとおり。	右提案者からの要望及び参考資料を踏まえ、再度検討、回答願いたい。	C	I、IV	本件は平成20年から民間委託を行い、契約で比較的事業者側の他に別記セキュリティ条項を設け、根々の従業員に誓約書を課しており、市及び事業者はISMS認証等の情報セキュリティ認証の取得もしたが、また、特定の従業員が市が必要と認めた情報を業務上に関り操作できるようにする等、厳格に管理しており、高いセキュリティの保持が可能と考える。 なお、二段階の「技術的指針」が平成14年総務省令示第134号において、第40号でシステムの運用等について委託可能とされ、第60の01）では国の機関等の本人確認情報の取扱い事一についても委託可能とされていたため、本市でも民間委託を推進し公共サービス改革を進めたい。	右提案者からの要望及び参考資料を踏まえ、再度検討、回答願いたい。	C	I、IV	住民異の広域交付や住民基本台帳カードの発行を行うために、住民基本台帳ネットワークシステムの端末操作が必要になるが、このシステムは全国共通の本人確認のための地方公共団体共用のセキュリティ。 この端末を操作することにより、特に厳格な保護が求められる住民異コードを含め、全国市町村の住民に係る情報を入手することが可能となる。地方公共団体の職員であっても端末操作を行える職員を限定し厳重な安全保保護管理を講じたとの説明が求められるなど、情報セキュリティの確保については、特段の対応が必要となる。 このため、住民基本台帳法第30条の第2項及び同法施行規則第1条に基づく技術的指針に基づいて、情報セキュリティについて全国で統一した対策を確保する必要がある。 そもそも、住民からの届出等に基づいて行う本人確認情報の取扱いは、第40号でシステムの運用等について委託可能とされ、第60の01）では国の機関等の本人確認情報の取扱い事一についても委託可能とされていたため、本市でも民間委託を推進し公共サービス改革を進めたい。 なお、技術的指針において想定されている民間委託の実施は、あくまでシステムのハード本体に係る導入・改修・保守等であり、コミュニケーションサーバ端末の操作を市町村職員以外の者に委託することを想定したものではない。	右提案者からの要望及び参考資料を踏まえ、再度検討、回答願いたい。	有	C	I、IV	住民異の広域交付や住民基本台帳カードの発行を行うために、住民基本台帳ネットワークシステムの端末操作が必要になるが、このシステムは全国共通の本人確認のための地方公共団体共用のセキュリティ。 この端末を操作することにより、特に厳格な保護が求められる住民異コードを含め、全国市町村の住民に係る情報を入手することが可能となるため、地方公共団体の職員であっても端末操作を行える職員を限定し厳重な安全保保護管理を講じたとの説明が求められるなど、情報セキュリティの確保については、特段の対応が必要となる。 このため、住民基本台帳法第30条の第2項及び同法施行規則第1条に基づく技術的指針に基づいて、「情報セキュリティについて全国で統一した対策を確保する必要がある。 そもそも、住民からの届出等に基づいて行う本人確認情報の取扱いは、第40号でシステムの運用等について委託可能とされ、第60の01）では国の機関等の本人確認情報の取扱い事一についても委託可能とされていたため、本市でも民間委託を推進し公共サービス改革を進めたい。 なお、技術的指針において想定されている民間委託の実施は、あくまでシステムのハード本体に係る導入・改修・保守等であり、コミュニケーションサーバ端末の操作を市町村職員以外の者に委託することを想定したものではない。				1025010	市川市	千葉県	総務省
040050	寄附金に係る私人の公金取扱いに係る制限の撤廃（コンビニ収納での申込・クレジット収納ツールの構築）	地方自治法第243条、第231条の2第4項、同施行令第157条の2、第158条	【地方自治法（昭和22年法律第67号）】 第二百三十一条の二（略） 2・3（略） 4 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を遂行する上で適当であると認められるものとして条例で定めるものに係る歳入を、証券その他の有価証券をもつて納付しようとするときは、当該歳入の納付に関する事務を遂行するに当たつて、証券の取扱いに関する事務を適切に遂行するに足りる能力を有するものとして条例で定めるものに係る歳入を、クレジットカードを利用して納付しようとするときは、クレジットカードを利用して納付しようとする者に対して、その利用に伴つて通常生ずる費用を勘案して、条例で定める額を超えない範囲内で条例で定める額を